

お客様各位

平成29年9月1日

秋涼とは名ばかりの残暑厳しい今日この頃、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の3点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 税制改正解説～広大地評価の変更
3. コラム～働き方改革・無期転換ルールの適用について

## 1. 今月の事務

今月は、わりと事務が少ない月間ですので、気は早いですが、この時期に年末に向けての資金繰りを検討することをお勧めします。

### ①厚生年金保険料率の改定

厚生年金保険の保険料率は毎年 0.354%ずつ引き上げられており、平成 29 年 9 月（10 月末納付期限分）以降は 18.3%で固定される予定です。給料計算では、10 月支給分から保険料率を変更して下さい。

なお、8 月中に年金事務所から送付されてきた標準報酬決定通知書の標準報酬は、10 月支給の給料からの適用になりますので。

### ②社員の異動状況の把握

秋は、春の年度替わりに次いで異動の多い時期です。転勤や結婚などにより社員本人・家族の異動があった場合には、社会保険関係の法定事務のほか、住宅手当や家族手当の変更といった社内事務も発生します。社員から速やかに異動届の提出を受けるなど、手続きにモレがないようにして下さい。

### ③最低賃金引上げについて

最低賃金が 10 月から引上げられ、兵庫県内では現状の 819 円から 25 円引き上げられて、844 円になる予定です。パートの時給引上げにも影響することに注意して下さい。

### ④資金繰り計画の策定

年末には、歳末セールや賞与の支給などもあるため、資金手当てには注意しなければなりません。借入が必要になる場合は、金融機関に対し、早めに金額と時期を伝え、その場合、「資金繰り表」「返済計画表」「業況説明書類」は、借入申込みに際して欠かせない資料ですので、早めに原稿作成に着手しておくことが大事です。

## 2. 税制改正解説～広大地評価の変更

広大地とは、概ね 1,000 m<sup>2</sup>（三大都市圏では 500 m<sup>2</sup>）以上の宅地で一定の要件を満たすものを指し、広大な土地を開発する場合には道路等を設けなければならない、その分の土地は有効活用できないという理由から、標準的な宅地に比べ制約やデメリットがあるとして、相続税評価額が最大で 65%も減額可能となります。

しかし、この広大地の評価が平成 29 年税制改正で大きく見直されました。改正前は、どのような形状の土地であっても広大地に該当すれば、面積が同じ場合は同じ評価額であったものが、改正により、広大地以外の土地と同様に、形状等を評価額に反映して計算することになりました。

改正の狙いは、相続課税強化の他に、相続税の還付を専門とする税理士が、相続税申告後に広大地の評

価を持ち掛けて（どうやって調べるのか分かりませんが）、多額の相続税還付を防ぐことにもあるようです。

平成 30 年以後の相続からは、形状を考慮して評価することになると、形状のいい長方形型の広大地の評価額が上がる事が予想されます。そのため、形状のいい広大地を改正後の相続評価額で子孫に移転するよりも、平成 29 年中に改正前の広大地補正率による評価額を適用した相続時精算課税等による贈与により子孫に所有権を移転した方が有利になるケースも出てくるでしょう。

### 3. コラム～働き方改革・無期転換ルールの適用について

平成 25 年の労働契約法の改正により、無期転換ルールが定められ、有期労働契約が反復更新されて通算 5 年を超えたときに、労働者からの申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されます。契約期間が 1 年の場合、5 回目の更新後の 1 年間に、契約期間が 3 年の場合、1 回目の更新後の 3 年間に無期転換の申込権が発生します。起点は法改正後の契約からとなるため、平成 30 年から対象となるケースが出てきます。

この無期転換に関して、誤解がないよう、下記に注意して下さい。

①全ての労働者を対象とする必要はなく、特例として、高度な専門的知識等をもつ者や定年後に再雇用される者については、都道府県労働局長の認定を受けることを条件に対象外とすることが可能です。

②必ずしも正社員に転換しなければならないものではなく、また、賃金を引き上げる必要はありません。あくまで契約期間だけを無期にすれば、現状の契約内容と同等で問題はありません。そのためには、通常の正社員とは扱いが異なることが明確になるよう、無期転換社員向けの就業規則を整備する必要があります。この際、配置転換や転勤、仕事内容や勤務時間などの範囲が限定された多様な正社員とすることも考えられてはどうでしょうか。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。

私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>